

## 佐野市小規模工事等契約希望者登録要綱

平成17年2月28日  
告示第160号

(趣旨)

**第1条** この告示は、市が発注する小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕(以下「小規模工事等」という。)について、市内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者(以下「契約希望者」という。)の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

**第2条** 小規模工事等の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、当該契約金額が200万円以下のものとする。

(登録できる者)

**第3条** 契約希望者として登録することができる者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得てない者
- (2) 佐野市建設工事入札参加者選定要綱(平成17年佐野市告示第156号)に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者

(登録申請の方法等)

**第4条** 登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の納税証明書
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は、市長が別に定める。

3 登録の有効期間は、1年間とし、以後1年ごとに第1項第1号に掲げる納税証明書の提出をもってこれを更新することができる。

(登録名簿への登載)

**第5条** 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、小規模工事等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登載するものとする。

(登録事項の変更等)

**第6条** 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったときは小規模工事等契約希望者登録事項変更届を、事業を中止し、又は廃止したときは小規模工事等契約希望者登録中止・廃止届を、速やかに市長に提出しなければならない。

(登録者の取扱い)

**第7条** 市は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登載された者に対し、積極的に見積り参加機会を与えるよう努めるものとする。ただし、入札参加資格者名簿に登録された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(書類の様式)

第8条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）その他関係法令に定めるもののほか、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐野市小規模工事等契約希望者登録要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**

この告示は、告示の日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、令和8年4月1日から施行する